

電気の供給を受ける契約に関する検討について

1. 検討の背景・動向

環境配慮契約法に基づく基本方針において、電気の供給を受ける契約については、二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況による裾切り方式を基本的事項として基本方針に位置づけているところである。

今般、電気の供給を受ける契約における裾切りの要素として設定されている項目に関連する制度の新たな導入や見直し等が、以下のとおり行われたことから、こうした状況を踏まえ、基本方針または基本方針解説資料の見直しに係る検討を実施する必要があると考えられる。

2. 検討の基本的考え方

○調整後排出係数の導入

昨年の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）の改正を受けて、本年 6 月に「特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省・環境省令第 3 号。以下「算定省令」という。）」及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号。以下「報告命令」という。）」の一部が改正され、電気事業者（一般電気事業者及び特定規模電気事業者（PPS））ごとに実排出係数¹及び調整後排出係数²が算出・公表されることとなる。

なお、調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる京都メカニズムクレジット等としては、京都メカニズムクレジット（AAU、ERU、CER 及び RMU）³及

¹ 電気事業者がそれぞれ供給（小売）した電気の発電に伴い、算定省令別表第 1 に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量（t-CO₂）（以下「実二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者が供給（小売）した電力量（kWh）（以下「販売電力量」という。）で除して算出する

² 実二酸化炭素排出量（t-CO₂）から、償却前移転（償却を目的として国の管理口座に無償で移転することをいう。以下同じ。）した京都メカニズムクレジット（温対法第 2 条第 6 項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。）等を控除した量（以下「調整後二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者の販売電力量で除して算出する

³ AAU…各国に割り当てられる排出枠、ERU…JI（共同実施）プロジェクトにより発行されるクレジット、CER…CDM（クリーン開発メカニズム）プロジェクトにより発行されるクレジット、RMU…国内吸収源活動により発行されるクレジット

び国内認証排出削減量⁴とされている。

現行の裾切り方式においては、「二酸化炭素排出係数」、「未利用エネルギー活用状況」及び「新エネルギー導入状況」を要素として使用しているところである。算定省令及び報告命令の改正に伴い、「実排出係数」とともに「調整後排出係数」が電気事業者ごとに算出・公表されることとなったため、今後、電力の契約における裾切りの条件を設定する際、二酸化炭素排出係数について、以下のいずれかを選択することが適当ではないか。

- (1) 実排出係数を裾切りに使用する（現行方式と同様）
- (2) 調整後排出係数を裾切りに使用する
- (3) 実排出係数及び調整後排出係数の両方を組み合わせて裾切りに使用する

なお、選択に際しては、契約実務を行う上での配慮、事業者の排出削減についての努力を適正に評価すること及び公平な競争条件の確保の観点が重要ではないか。

⁴ 報告命令第1条第5号における、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量のうち、温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会において別途検討し、定めるもの